

れば一の髑髏有り。筭目の穴に生えて申かぬ。擲せる竹を解き免ち、自づから食ふ所の餉を以ちて饗して言はく「吾れに福を得しめよ」といふ。市に到りて物を買ふ。買ふごとに意の如し。彼の髑髏祈れるに因りて恩を報ゆるかと疑ふ。市より還来り、同じき国の竹原に次る。時に彼の髑髏反りて生ける形を現して、語りて言はく「吾れは葦田郡窟穴国郷の穴君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるる是れなり。風吹きて動くごとに我が目はなはだ痛む。仁の弘き慈を蒙り、痛き苦既に除りて、今飽きて慶を得たり。其の恩を忘れず、幸の心に勝へず、仁者の恩を酬いむと欲ふ。我が父母の家は、窟穴国里に有り。今の月の晦の夕に、吾が家に臻れ。彼の霄にあらざれば恩を報いむに由無し」といふ。牧人聞きて、ますます怪びて、他人に告げず。期れる晦の暮に彼の家に至る。靈牧人の手を操り、控きて屋の内に入り、具くる所の饌を譲りて饗して共に食ひて、残る所をみな裹み、并に財物を授く。良久にありて彼の靈倏忽に現れず。父母諸の靈を拜まむが為に其の屋の裏に入り、牧人を見て驚きて、入り来る縁を問ふ。牧人は是に先の如く具に述べ。因りて秋丸を捉り、殺せる所由を問ひていはく「汝の先の言の如くは、汝吾が子と俱に市に向ふ、時に汝他の物を負ひていまだ其の債を償はず、中路にして遇ひて徴り乞はれ、

弟公を捨てて来る、もし来るやいなや、といふ。我れ汝に答へて言はく「いまだ来らず。視ず」といふ。今聞く所は、何すれぞ先の語に違ふ」といふ。賊盜秋丸、摠意惨然み、事を隠すこと得ず、すなはち答へて言はく「去年の十二月の下旬に、元日の物を買はむが為に、我れ弟公を市に率往く。持つ所の物は、馬と布と綿と塩となり。路中に日晩れて竹原に宿る。竊に弟公を殺し、彼の物を擲り、深津市に到りて馬を讃岐国の人に売り、自余の物等は、今出し用るなり」といふ。父母聞きていはく「嗟呼、我が愛子は汝に殺さる。他の賊にあらざるなり」といふ。父母兄弟を問つことは、葦蘆の隙の如し。故に内に其の過失を匿し、見えずより外に償出す。すなはち牧人を礼み、また飲食を饗す。牧人還来りて、状を以ちて転へ語る。夫れ日に曝れる髑髏すらなほし是くの如し。食を施して福を報いられ、恩を与へて恩を報いらる。何にいはむや、現の人にしてあに恩を忘れむや。涅槃経に説きたまふが如し「恩を受けば恩を報ゆ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

一植物に眼窩を貫かれた髑髏を手厚く葬る例に、広記・二七六所引述異記・周氏婢「葦」・敦煌本搜神記・侯雷「采」、広記・三二八所引広異記・張琮「竹根」、江家次第「十四和歌童蒙抄」・七にみえる小野小町説話「すすき」などがあつた。広記・三二九所引広異記・狄仁傑は樹根に貫かれた死屍の例。不遇なる死屍に酒食を供したり改葬したりして報恩される例に、広記・三二〇所引幽明録・桓楚、同・三五二所引劇談録・王鮪、同・三三四所引精神録・郭厚、同・三五〇所引西陽雜俎・郝惟諒、同・三四七所引伝奇・趙合などがある。二区は變之の省文に由来するか。

三敦煌本搜神記・侯光侯周では、一死人を発見した郭敏はその死人を埋蔵して九十余日のあいだ食飯をもつて祭つた、とされる。広記・三二〇所引幽明録・任懷仁では、塚を発見した徐祚は三時の食を分ちて祭つた、とされる。本説話でも下文では「施食報福」として、食を供したことを中心として把握されている。

四未詳。  
五未詳。本説話以外に所伝をみない。窟穴国郷、穴君の弟公、目の穴、というイメージの結びつきがみられる。上巻十二縁。  
六大晦日。上巻十二縁。  
七その夜ではないならば恩がえしをする方法が無い。  
八穴君の弟公の靈。弟公の姿(上文にいう「生形」)をしていたのであろう。  
九死者の魂のために供えられた飲食。上巻十二縁。  
二〇みやげとして持ち帰らせる。このようなことが述べられるのはきわめてめずらしい。  
二一上巻十二縁では当初から靈は姿をあらわし

ていない。本説話では「生形」をもって行動して三弟公の父母は。

三「我子と汝子、俱向於市、時我負他物、未償其債、遇於中路、而徴乞之、弟公捨而來之、若来不也」と、秋丸は父母に言ったのである。

四犯罪。  
五宝龜八年(七七七)。

六原文「我子と弟公、率往于市。」「与」は、一之の意。

七深津市からは瀬戸内海を隔てて対岸にあたる。讃岐国と深津市の交通に関しては、不明な点が多い。

八底本原文「問父母之弟」。意をとりがたいので、「問父母兄弟」と訂した。父母兄弟の關係は葦の隙のようだ。「如葦蘆之隙」は、密接である、親密である、の意か、疎である、疎遠である、の意か、不明。攷証は將門記「夫婦者親而等」瓦、親戚者疎而等葦」の例と実語教の例とをあげる。將門記の例の解には諸説がある。

九原文「不見之外。一中卷四十二縁。

一〇擴の意に用いられている。

一一原文「尚故」。  
一二我經中説、我眷属者、受恩能報(大般涅槃經・師子吼菩薩品。小泉道の指摘がある)。

第二十八縁 あやしき表(い)の説話。

一和歌山市海原、栄谷、中あたり。  
二所在不明。三原文「初夜」。下文に「毎夜」とあるように、いく夜にもわたる期間のできごとである。その最初の夜、の意。六時のひとつの「初夜」ではない。

弥勒の丈六の仏の像其の頸を蟻に嚼まれて奇異しき表  
を示す縁 第二十八

一 紀伊国名草郡貴志里に、一の道場有り。号けて貴志寺と曰ふ。其の村人等  
私の寺を造り、故を以ちて字とす。白壁天皇の代に、一の優婆塞有りて、其  
の寺に住む。時に寺の内に、音ありて呻ひて言はく「痛きかな。痛きかな」と  
いふ。其の音老いたる大人の呻ふが如し。優婆塞、初の夜は路を行く人の病を  
得て参り宿るかと思疑ひ、起きて堂の内を巡りて、見索むれども人無し。其の  
時に塔の木有り。いまだ造らずして淹しく仆れ伏して朽つ。斯の塔の霊かと疑  
ふ。彼の病み呻ふ音、夜ごとに息まず。行者聞き忍ぶること得ず。故に起ちて  
窺ひ看れば、なほ病人無し。然うして寝たる後夜に、常の音に倍して、大地を  
響して大に痛み呻ふ。なほ塔の霊ならむと疑ふ。明日に早く起きて、堂の内を  
見れば、其の弥勒の丈六の仏の像の頸、断れ落ちて土に在り。大蟻千ばかり集  
りて、其の頸を嚼摧く。行者見て、檀越に告知らす。檀越等懐びて、また造り  
副ぎ奉り、恭敬ひ供養す。夫れ聞くならく、仏は肉の身にあらざ。何にぞ痛み

病むこと有らむ、と。誠に知る、聖の心に示現るるなりといふことを。仏の滅  
後なりといへども、法身は常に存り、常に住りたまひて易らず。更に疑ふこと  
なかれ。

村童の戯れて木を剋める仏の像を愚なる夫斫き破り  
て現に悪しき死の報を得る縁 第二十九

二 紀伊国海部郡仁嗜の浜中村に、一の愚癡なる夫有り。姓名詳ならず。  
自性愚癡にして、因果を知らず。海部と安諦とを通ひて往き還る。山に山道  
有り。号けて玉坂と曰ふ。浜中より正南を指して踰えて、秦里に到る。当の里  
の小子山に入りて薪を拾ふ。其の山道の側に、戯遊れて木を剋みて仏の像を為  
り、石を累ねて塔とし、戯に剋みたる仏を以ちて石の寺に居き、時々戯遊る。  
白壁天皇の世に、彼の愚なる夫戯に剋みたる仏を咲ひて、斧を以ちて殺り破り  
て棄つ。而うして去りて遠からずして、身挙りて地に躡れ、口と鼻とより血を  
流し、両の目抜け、夢の如くに忽に死ぬ。諒に知る、護法無きにあらず。何ぞ  
恭敬はざらむ。法花経に説きたまふが如し「もしは童子の戯れて、草木と筆と

類似の説話展開を見せる下巻十七縁は、本説話の舞台となった土地の近隣の地を舞台として  
いる。五 一 中巻十三縁。  
六 一 上巻三縁、十二縁。後夜には不思議なことがおきる。  
七 一 其は上文の「堂」をさす。上文には弥勒菩薩像を安置してあることとみえない。下巻十七縁は本説話の地に近接した地を舞台とするが、「慈悲禪定堂」が盛んであったか。一 中巻二十三縁、二十六縁、下巻十七縁。  
八 一 この大縁を世界各地に存する伝説の摩訶目大アリと解する荒俣宏の説はあやまり。和名抄の訓の一部分に「アリ」を含む動物名は、大蟻（オホアリ）、赤蟻（イヒアリ）、飛蟻（ハアリ）の三種。本説話にいう「大蟻」は、この一種。  
九 一 「仏非血肉身」二金光明最勝王経・如来寿量品。一〇「雖仏滅後、法身常存」三三寶常住、無有變易二大般涅槃經後分・上。

第二十九縁 悪業についての現報説話。

二 底本訓釈（左斗和良波部）。  
三 和歌山県海部郡下津町あたり。  
四 「愚癡」の人、不識。因果二（諸経要集・十悪部邪見縁）。  
五 和歌山県有田市あたり。六 未詳。  
七 有田市宮原町畑あたり。平城宮出土木簡に「紀伊国安諦郡幡地郷」がみえる。  
八 一 中巻十八縁。二 一 中巻三十五縁。  
九 妙法蓮華経・方便品の取意。

第三十縁 あやしき表（一）の説話。延暦六年原撰本では、本説話が末尾から二番目に位置していたと推定される。

一 下文に「八十有余歳」とみえる。  
二 未詳。本説話以外に所伝をみない。俗姓としてみえる三間名干岐を新撰姓氏録・未定雑姓・右京、河内国にみえる三間名公とは異なることとする説（攷証）、同一とする説（栗田寛の両説がある。干岐は、攷証所引の本居宣長の説に「干岐・韓、諸國王及王族之通称也」とみえる。このころ「干岐」と「韓規」とはまったくの別音。三 和歌山市あたり。四 一定の行業を達成した僧の称であるが、具体的なことは不明。  
五 一 下巻四縁。六 和歌山市。一 下巻十六縁。  
七 山口廃寺跡がその地か。このあたりの地域の弥勒菩薩信仰の盛行をうかがわせる例に、下巻十七縁、二十八縁がある。八 七二四一七四九年。九 文殊菩薩と普賢菩薩。あるいは、菓王菩薩と菓上菩薩。一〇 七七九年。  
一 造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。三 桓武天皇。  
二 延暦二年。八月十九日に改元なので延暦元年の「春一月十一日」は不審、として、延暦二年の誤りか、とする松浦貞俊説がある。下巻三十一縁にも「延暦元年癸亥春二月下旬」とあって本説話と同様の問題を含んでいる。下巻三十二縁の「延暦二年甲子秋八月十日」をも考慮するならば、本説話をたんに誤写としてかたづけることは困難である。四 未詳。本説話以外に所伝をみない。下文に「父」とみえるので、明規は親規の子。五 一 中巻十九縁。六 一 下巻二十四縁。七 未詳。本説話以外に所伝をみない。下文に「仏師多利磨」とみえる。八 原文「即從坐起」。九 仏典語。一〇 自分に与えられた命、の意か。三 願望。後代の和文語の「いかで」に同じ。